

1. 環境行政の推進体制

(1) 行政組織の変遷

ア 本庁組織

| 年月 | 環境行政組織 |
|-------------|---|
| 昭和 34 年 | 衛生民生部環境衛生課に公害係を設置 |
| 昭和 40 年 3 月 | 公害課を設置 |
| 昭和 45 年 4 月 | 公害課を分離し、公害対策課、公害規制課の 2 課を設置 |
| 昭和 45 年 7 月 | 衛生部内に公害対策局を設置 |
| 昭和 47 年 4 月 | 公害規制課を分離し、大気保全課、水質保全課を設置（3 課制） |
| 昭和 49 年 4 月 | 環境部発足（環境調整課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、廃棄物対策課の 5 課制） |
| 昭和 51 年 4 月 | 廃棄物対策課を生活環境課に改称 |
| 昭和 56 年 6 月 | 環境調整課内に環境影響評価審査班を設置 |
| 昭和 60 年 4 月 | 水質保全課内に湖沼班、生活環境課内に産業廃棄物監視班を設置 |
| 昭和 61 年 4 月 | 自然保護課内に自然環境保全班を設置 |
| 昭和 62 年 4 月 | 生活環境課内に産業廃棄物対策室を設置 |
| 平成元年 4 月 | 水質保全課内に地下水汚染対策室を設置 |
| 平成 2 年 4 月 | 産業廃棄物課を設置（6 課制） 環境調整課内に環境政策室を設置 |
| 平成 3 年 4 月 | 大気保全課内に自動車公害対策班を設置 |
| 平成 4 年 4 月 | 生活環境課内にリサイクル推進班を設置 |
| 平成 4 年 12 月 | 自然保護課内に鳥獣管理対策室を設置 |
| 平成 9 年 4 月 | 産業廃棄物課内に監視指導室を設置 |
| 平成 10 年 4 月 | 産業廃棄物課内に残土規制班を設置 |
| 平成 11 年 4 月 | 産業廃棄物課監視指導室に機動班を設置 |
| 平成 12 年 4 月 | 本庁部課の再編により、環境生活部発足（環境生活課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、一般廃棄物課、産業廃棄物課、県民生活課、文化国際課、交通安全対策課の 9 課制） |
| 平成 14 年 4 月 | 環境生活課を環境政策課に改称し、環境政策課内に資源循環推進室及び環境再生室を設置 大気保全課自動車公害対策室内に監視指導班を設置 |
| 平成 15 年 1 月 | バイオマスプロジェクトチームを設置 |
| 平成 15 年 4 月 | 一般廃棄物課を資源循環推進課に改称し、資源循環推進業務を環境政策課から移管 |
| 平成 18 年 4 月 | 環境政策課の環境再生室を温暖化対策推進室に改称 環境政策課内にアスベスト問題対策会議事務局を設置 |
| 平成 19 年 4 月 | 資源循環推進課と産業廃棄物課を、企画立案部門を担う資源循環推進課と指導業務を集約して行う廃棄物指導課に再編 大気保全課に大気企画室、水質保全課に水質企画室を設置 |
| 平成 20 年 4 月 | 自然保護課内に生物多様性戦略推進室を設置 |

イ 出先機関

| 年月 | 環境行政組織 |
|-------------|--|
| 昭和 43 年 8 月 | 公害研究所を設置 |
| 昭和 45 年 7 月 | 公害研究所に地盤沈下研究室を設置 |
| 昭和 47 年 4 月 | 水質保全研究所を設置 |
| 昭和 51 年 7 月 | 水質保全研究所に産業廃棄物研究室を設置 |
| 昭和 54 年 4 月 | 公害研究所に騒音振動研究室を設置 |
| 昭和 63 年 4 月 | 公害研究所地盤環境研究室を水質保全研究所へ移管 |
| 平成元年 4 月 | 6 保健所に環境保全課を設置 |
| 平成 3 年 6 月 | 手賀沼親水広場を設置 |
| 平成 4 年 4 月 | 公害研究所を環境研究所に改称 |
| 平成 6 年 4 月 | 水質保全研究所産業廃棄物研究室を廃止し、廃棄物情報技術センターを設置 水質保全研究所に印旛沼・手賀沼浄化研究室を設置 |
| 平成 13 年 4 月 | 環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターを統合し、環境研究センターを設置 保健所の環境保全部門を支庁に移行し、支庁に県民環境課を設置 |
| 平成 16 年 4 月 | 10 の支庁を 5 県民センター、5 県民センター事務所に改編し、県民センターに地域環境保全課、県民センター事務所に地域環境班を設置 |
| 平成 18 年 3 月 | 指定管理者制度の導入により手賀沼親水広場を廃止 |

環境生活部の行政組織機構は図のとおりであり、職員数は、20 年 4 月 1 日現在 363 名となっています。

このほか、地域住民の環境行政に対する要望等に対処するため、環境生活部、各県民センター及び県民センター事務所に公害苦情相談員を配置しています。

また、環境行政を適切に遂行するため、学識経験者等からなる環境審議会や委員会等を設けているほか、公害紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行う公害審査会を設置しています。

(2) 環境保全対策予算 (当初)

(単位：百万円)

| 所属別 | 対策別 | 20 年度 | 19 年度 |
|----------|--------------|-------|-------|
| 環境政策課 | 総合対策 | 686 | 722 |
| 大気保全課 | 大気保全対策 | 548 | 533 |
| | 騒音・振動・悪臭防止対策 | 27 | 30 |
| 水質保全課 | 水質保全対策 | 825 | 855 |
| | 地盤沈下防止対策 | 132 | 142 |
| 自然保護課 | 自然環境保全対策 | 430 | 405 |
| | 野生鳥獣保護対策等 | 309 | 247 |
| 資源循環推進課 | 廃棄物対策等 | 155 | 115 |
| 廃棄物指導課 | 廃棄物対策等 | 379 | 628 |
| 環境研究センター | 大気保全対策等 | 32 | 15 |
| | 水質保全対策等 | 14 | 14 |
| | 廃棄物対策 | 5 | 27 |
| 合 計 | | 3,542 | 3,733 |

(注) 人件費、運営費を除く。

(3) 環境生活部の組織 (平成 20 年度)

